

研究・調査報告書

分類番号	報告書番号	担当
A-161	14-108	滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門
題名 (原題/訳)		
<p>Enforcement of alcohol-impaired driving laws in the United States: a national survey of state and local agencies. アメリカでの飲酒運転規制法の施行について：州警察及び地方の法執行機関の全国調査</p>		
執筆者		
Erickson DJ, Farbakhsh K, Toomey TL, Lenk KM, Jones-Webb R, Nelson TF.		
掲載誌		
Traffic Inj Prev. 2015;16(6):533-9. doi: 10.1080/15389588.2014.995789.		
キーワード		PMID
飲酒運転規制法、パトロール機関、地方の法律施行機関		25802970
要 旨		
<p>目的： 飲酒運転規制法の施行は、飲酒運転による交通事故死の予防に大切な要素である。アメリカの州や地方の法律施行機関での飲酒運転施行戦略の有無についてや、機関や法律間隔区域の特徴によって戦略が違うのか否かについてはほとんど知られていない。</p> <p>方法： 州警察(n = 48) とサンプル抽出した地方の法執行機関 (n = 1,082)の2つについて全国調査を行った。サンプル数は州や法執行機関管轄区域の人口により決定した。基本的な施行の3戦略と考えられる、飲酒検査のチェック場所、パトロールの充実性、open container laws(車内で開封したアルコール飲料の保持の禁止など)の施行について調べ、こうした戦略が州や地方の法執行機関の管轄権や機関の特性によってより異なるか否かを解析した。</p> <p>結果： ほとんどの州警察は飲酒検査のチェック場所があり(72.9%)、パトロールも充実している(95.8%)と回答したが、open container lawsを施行していると回答したのは半分以下(43.8%)だった。これに対し、こうした飲酒運転規制法の戦略を用いている地方の法執行機関は少なかった(それぞれ41.5, 62.7, 41.1%)。南部の乾燥した地域では、湿潤地域や温暖な地域に比べ、飲酒検査のチェック場所の施行がより一般的に実施されていた。地方の法執行機関では、飲酒運転に関与する職員が常時いる機関・飲酒運転がよく起こる地域に飲酒運転関連の機関が置かれている施設では、飲酒運転があまり起こらない地域に機関がある場合に比べ複数の飲酒運転施行戦略が施行されていた。</p> <p>結論： 飲酒運転の予防や発見のために推奨される施行戦略は、いくつかの司法警察(州警察や法執行機関)では用いられていたが、あまり活用されてない地域もあった。今後は飲酒や運転行動に関する法記載と飲酒関連に自動車事故についての関連について、さらに研究を進める必要がある。</p>		